

基調講演

知財立国実現のために何が必要か

竹田 稔 氏 竹田稔法律事務所所長、弁護士・弁理士



知財立国実現のための制度改革

我が国は、長年、国家の政策としてみても、企業戦略からみても、産業社会の発展に知的財産の保護が重要であるという視点に欠けたままに推移してきました。

知的財産立法は常に国際的ハーモナイゼーションの名目のもとに、欧米を見習ってこれに追従する形で行われてきましたし、技術革新の時代を迎え技術の進歩に法改正が対応できないような事態が生み出されたといつて過言ではありません。

産業界も既存の技術にとらわれた改良性の高い技術志向が顕著でした。その結果は、特許制度をみても、基本的なバイオニア発明はアメリカにほぼ独占され、我が国の企業は、巨額のライセンス料を支払いながら、しかも国内企業同士で競い合い、改良発明によって産業の発展を図るということが精一杯であり、国際競争に打ち勝って、産業経済社会の発展を期するには、制度的にみても産業界の改革意識からみても他の先進諸国に立ち後れている状況にあったといわざるを得ません。

このような状況は、1996年荒井寿光氏が特許庁長官に就任したのを契機として一変し、次第にプロパテント政策導入の方向付けが顕著になされてきたといえましょう。

知的財産法の主な法改正を概観すると、平成10年改正法による強い知的財産権の保護を目指した「損害賠償

制度の見直し」、デザイン創造時代へ向けての「意匠制度の見直し」、平成11年改正法によるプロパテント政策の一層の深化に向けての「審査期間短縮」、「特許権等の侵害に対する救済措置の整備」等が行われ、その後も弁理士法の改正等、法改正を通じての知財制度改革が進められてきました。

そして、平成14年の通常国会における小泉首相の施政方針演説で、知的財産制度の充実強化が取り上げられ、これを契機に発足した「知的財産戦略会議」から同年7月3日知的財産戦略の具体的構想をまとめた「知的財産戦略大綱」が発表され、この大綱に従って、平成14年の臨時国会において知的財産基本法が成立し、我が国の成文法において、はじめて知的財産権が認知されました。同法に基づいて設置された知的財産戦略本部は、「知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進すること」という同法の目的を達成するため、平成15年7月8日「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」を発表しましたが、そこでは、「我が国の国際的な競争力を高め、経済・社会全体を活性化する」ため、「世界有数の経済・社会システムを有する知財立国」実現に向けた制度改革が求められおり、このようにして我が国は、知財立国への第1歩を踏み出したのです。

この推進計画は、平成16年改正法によって、司法の分野では、知的財産高等裁判所設置法、知的財産侵害訴訟の審理における営業秘密の保護の強化及び侵害行為立証の容易化のための裁判所法などの改正、特許行政の分野では、特許審査迅速化、職務発明規程の見直しを始めとする特許法等の改正、模倣品・海賊版対策としての関税率法の改正、さらには大学・公的研究機関に対する研究開発資金の拡大強化、大学の知的財産本部の設置やTLOの整備による産学連携等知財政策の強化として具体化されました。

特に、知的財産高等裁判所が設立されたことには画期的意味があります。アメリカでは、1985年のヤングレ

ポートを契機として知的財産権重視の政策に転換し、特許庁の強化、国際貿易におけるアメリカの知的財産権保護の政策導入などが進められました。なかでも特許裁判所、すなわちCAFCと略称されている連邦巡回控訴裁判所の設立がプロパテント政策の核心と評価されています。そのCAFCでも、知的財産関係事件は、全体の5割に足りません。これに対して、我が国の知的財産高等裁判所は、知的財産権関係の侵害訴訟の控訴事件を専属管轄とし、かつ特許庁と裁判所の権限配分、すなわち知的財産権の有効性については専門技術官庁である特許庁に第一次的判断を委ねるとともに、抗告訴訟により裁判所の判断を受けることを保障する制度の上に立って、特許庁のした審決などの取消訴訟をも専属管轄とする独立した裁判所であり、知財立国にふさわしい世界有数のシステムといえましょう。

また、特許行政の中核を担う審査官による審査体制を充実、審査順番待ちの大幅短縮のため定員法という大きな縛りのあるなかでの任期付審査官の大量採用を実現したことは、審査業務の充実強化に影響するところが多い制度改正です。

さらに、平成16年5月27日、知的財産戦略本部は「知的財産推進計画2004」を公表し、来年度に向けて、模倣品・水際対策の強化、知的財産の活用を目指す制度改正、コンテンツビジネス振興政策、医療関連行為の特許保護等が着々として進められております。

人材育成の必要性

このように我が国の知的財産政策は、知財立国にふさわしいシステムの構築に向けて着々と制度整備が進められ、平成17年には、改正法が施行され動き出します。

しかし、制度として知財立国にふさわしいシステムが構築されても、知的財産戦略を支えるのは結局人であり、その権利化実務から権利の管理・行使に至るまで、これに携わる高度の知識・能力を有する技術に強い専門家の育成が不可欠です。しかも、そのような専門家に育成は一日にしてなるものではなく、知識の習得とその実践への活用には相当の期間を必要とします。

そのための人材育成をどうするかは差し迫った重要な課題であり、「知的財産推進計画2004」も「あらゆる制度を支えるのは人である。」「知的財産立国」の実現には、知的財産創造の担い手を育成することに加え、その権利化や紛争処理、知的財産ライセンス契約等の高度な専門サービスを提供する専門家の増員及び要請が急務である。」としています。

弁護士・弁理士の増員と資質の向上

まず、知的財産の権利化から権利の管理、行使に至る一連の知的財産業務に係わる専門家である弁護士については、我が国では、知的財産制度に関与する弁護



士はそのニーズに応えるにほど遠く、例えば、弁護士で弁理士登録をしている者をみると約300人にすぎません。これが知的財産制度の活用の阻害要因の一つになっているといわれています。しかし、近年弁護士の知的財産制度に対する関心は極めて高く、昨年から日本弁護士連合会が主催して行われている知的財産権研修には全国各地で予想以上の多くの弁護士が積極的に参加しています。

また、今回司法試験制度が改革され、法科大学院が設置されてその卒業生の相当数が法曹資格を取得できる制度が採用されましたが、この法科大学院で理工系出身者が法律的素養を修得して法曹資格を取得し、技術に強い裁判官・弁護士が輩出するようになれば、知的創造サイクルに一貫して対応できる法律専門家が育成されることになり、知的財産権活用を促進することが可能となります。私は、現在慶應義塾大学法科大学院で特許法の講義をしています。知的財産に関する講座を実務に役立つという視点からできるだけ多く設けることが必要であると同時に、講義を受ける学生に知的財産に対する関心を深めさせる工夫が必要だと思っています。

また、平成12年、14年の弁理士法改正により、弁理士の業務は、特許庁における手続代理中心から、法律相談・鑑定・契約業務・特定侵害訴訟における訴訟代理業務など、知的財産をめぐる紛争処理業務へと拡大し、知的財産権専門サービスの担い手としての役割は一層高まってきました。これらの業務の適正処理とそのニーズに応えるべく弁理士試験の合格者も飛躍的に増加しています。

私は、弁理士制度を将来性あるものとしていくためには、特許事務所の経営実態や業務体制の見直し等改善すべき幾多の問題を抱えていると思いますが、弁理士の数が増大するに伴い、まず必要なことはその資質の向上を図ることだと思います。そのための研修制度の充実強化は益々重要な課題となりますし、弁護士、特許庁審査官・審判官、大学研究者等の知的財産関連人材との連携を深めていく必要があると思っています。

なお、本日の第1、第2セッションの主題にはなっていないようですが、知財立国を担う人材として、知的財産権関係事件を担当する裁判官を忘れてはなりません。

昨年、知的財産高等裁判所の設置問題が検討されたとき、技術専門裁判官制度の導入が問題となりましたが、

裁判官は、具体的紛争について、事実を認定し、法を解釈・適用することによって紛争の解決を図ることを使命としています。ただ、高度に技術が発展し、紛争の解決に技術的判断の必要性が高まっているのが現状であり、いわば21世紀型の裁判官には、高度に技術的な紛争に対応できる素質、知識、経験を備えることが求められます。将来的には多数の理工系の学部卒業者がロースクールに進学し、司法試験を経て、裁判官に任官すれば、正に技術的バックを持った法律専門家が育ち、その中から知的財産関係事件の処理能力に優れた裁判官を育成していけば、産業界が期待している知的財産事件の処理体制が整います。

それまでの間は、個々の裁判官が具体的事件の処理と自己研鑽を通じて、技術的基礎と知識の習得に努めるとともに、その補助機構としての調査官制度、専門委員制度の活用によって、適正な知的財産事件の処理が行われることを期待いたします。

企業における人材の育成

知的財産権重視の事態となって、企業の対応がはつきり変わってきたといわれていることがあります。従来我が国の競業企業同志の関係は、競争にしのぎを削るというより、できるだけ協動的に事業を進めるということであつたと思います。電気産業界をはじめとする大量の特許の包括クロスライセンスはその象徴といえましょう。しかし、知的財産権重視の傾向が強くなると、企業が持つ知的財産権の侵害にはかなりシビアになるのは当然でして、技術開発によって優れた製品を生み出し、企業間の競争に打ち勝って市場における優位性を保つには、他社の権利侵害は積極的にこれを排除しようという傾向が顕著となっています。かつてはあまりみられなかった大企業間の特許権侵害訴訟の増加はこのことを示しています。

このような状況においては、研究開発部門が創作した新たな技術を知的財産権として権利化し、市場を独占する新製品を生みだし、あるいは新しいビジネスを構築することに対応できる人材が必要です。

また、知的財産専門の弁護士としての経験からすれば、研究開発部門、事業部門の間であって、知的財産権の有効な活用を図る知的財産部門が必要です。また、産学連携における大学の研究機関との対応において、知的財産

権活用になれていない大学知的財産本部やTLOを適切にサポートできる知的財産部門が必要です。このようにみると、質量ともに充実した知的財産部門が存在するかどうかは、これからの企業経営を左右しかねないといえます。

しかし、知的財産権の積極的活用を目指すには、まだまだ企業の知財部門は量的にも質的にも不十分であるといわざるを得ません。

そのためには、企業が知的財産担当者の研修や大学派遣などに積極的取り組み必要がありますし、企業内弁護士・弁理士の採用による専門スタッフの充実も考慮されるべきでしょう。

また、これとは別個に知的財産実務の専門家を育成する専門職大学院が設置されると、その卒業者が弁理士や企業知財部要員の供給源となり、知的財産実務の専門家の層は増加し、かつその資質の向上につながります。ちょうど今日の新聞に来年度、知的財産関係の専門職大学院が2つ設立されるということが出ていましたが、このような大学院の設置は、単に人材の供給源となるだけでなく、知財戦略の1つとして重要視されている大学等における研究開発の促進と、産官学連携による知的財産活用にもつながり、知的財産創造に貢献することが期待できると思います。

特許庁審査官・審判官の資質の向上

特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権は、独占的排他的権利であり、特許権についていえば、その技術的範囲において特許発明を実施する権利を専有し、その侵害に対しては、差止請求権、損害賠償請求権を行使できます。

したがって、その審査は、適正になされるべきであり、権利付与すべきでない出願はこれを拒絶し、真に独占的排他的権利として認められるものだけに権利を付与すべきです。あるいは、無審査主義を取り入れている国もあるのだから、できるだけ早く簡単な審査で権利付与を目指すべきであるという意見があるかも知れません。しかし、知的財産権が排他的独占的権利であることと、本来無効原因がある発明に権利付与された場合の弊害を考えると、そのような考えに組みするわけにはいきません。もとより、これらの権利は、特許査定などを経て登録されることによりはじめて権利として行使でき



るので、多額の研究開発費を投入してなされた特許出願に係る発明を権利化するための審査は迅速に行う必要があります。審査請求から審査開始まで平均25ヶ月を要するという現状は一日も早く解消されなければなりません。

従来、審査は適正であることを要するのか、迅速に行われることを要するのかについて、両者を対立的概念と捉えられ易いのですが、適正かつ迅速であることを要するのは、審査制度の在り方からみて当然です。

とかく、適正であろうとすれば時間がかかり、迅速であろうとすれば、雑になり易いと考えられ勝ちですが、審査の質の高さと量の多さは両立し得ることであり、それは知的財産制度の基本施策としてそのような姿勢で臨むかどうかの問題です。私は、弁理士になってからの6年余の間に若手審査官と60回に及ぶ勉強会を行い今でも継続しています。そこに参加している審査官の方々は極めて真摯に自己研鑽に励んでいます。このような優れた資質を有し研究心に富んだ審査官をいかに意欲を持って審査に取り組みさせていくかは、正に特許行政を担う者の責任です。そして、研修機能の強化はその重要な一貫です。

今年10月工業所有権総合情報館と特許庁研修所を一体とした独立法人工業所有権情報・研修館が設立され、研修機能は一層強化されることでしょう。これにより研修対象の拡大を図り、質的にも高度化されることを期待しています。

知的財産関連人材の交流と連携のための総合的 施策の必要性

これまで、知的財産関連人材の育成を業務分野ごとに
見てきましたが、最後に知的財産関連人材の交流と連携
のための総合的施策について提言いたします。知的財産
推進計画をみてもわかるように、知的財産政策を推進す
るためには、それぞれの省庁が個別に実施すれば可能な
ものはほとんどありません。それと同じように、知的財
産制度を充実し、適切に運用していくために、各業務分
野の専門家が交互に連携していくことが必要不可欠で
す。そして、そのためには、それぞれの立場において仕
事に埋没することなく、知的財産権制度の動向と将来に
ついて関心を抱き、知財立国の一翼を担う認識を持って
業務を推進することが必要ではないでしょうか。

例えば、特許の迅速な審査の実現は、審査官を叱咤激
励すれば達成できることではありません。優れた技術を
開発した出願人である企業、その出願を代理する弁理士
それぞれの制度に対する理解と協力なくしては達成でき
ないことです。

知的財産関連人材相互間の理解を深め、連携を容易に
するには、その間の交流も重要です。一例を挙げますと、
先ほど特許技監のあいさつにもありましたけれども、今
回の任期付審査官には、大学等の研究者、企業の研究開

発者や知的財産部門の担当者、弁理士等多彩の人材が採
用されました。これらの人々は任期を終えてそれぞれの
専門分野で業務に従事するとき、今まで以上に特許行政
についての理解を深め、連携が深まるでしょう。また、
工業所有権情報・研修館には「人材育成部」が設けられ、
外部の知財人材の育成を担当することもその一貫といえ
ましょう。そのような交流・連携を容易にする制度設計
を構築すべきです。

私も微力ながら、そのために尽力したいと思ってい
ます。

本日のシンポジウムが「知財立国を支える人材育成」
に向けて実りあることを期待して基調講演を終わります。

プロフィール

竹田 稔（たけだ みのる）氏

1956年3月 中央大学法学部卒業

1956年4月 司法修習生

1958年4月 宇都宮地方裁判所判事補

その後東京地方裁判所判事等を経て、

1983年4月 東京高等裁判所判事

1991年3月 同裁判所部総括判事

1998年4月 弁護士登録

1998年5月 弁理士登録

現在 慶應義塾大学法科大学院客員教授を兼任

